

2023年5月30日
東北電力株式会社

放射線管理等報告書（令和2年度下期および令和3年度下期）
女川原子力発電所分の添付資料の記載一部訂正について

1. 概要

当社が原子力規制委員会に提出している女川原子力発電所の放射線管理等報告書（以下「報告書」という。）のうち、令和2年度下期（2021年5月13日提出）および令和3年度下期（2022年5月13日提出）の報告書の添付資料「一般公衆の実効線量計算方法」に掲載している表中の数値の一部に誤りがあることが判明したため、訂正版を提出するとともに、本事象の原因と対策について報告するもの。

2. 事象の内容

2023年5月10日の提出前の確認において令和4年度下期報告書の添付資料「一般公衆の実効線量計算方法」に掲載している表中の数値の一部（※1）に誤りがあることを発見した。その際に、過去分の報告書を確認したところ、令和2年度下期および令和3年度下期の報告書の添付資料についても同様の誤りがあることを確認した。

なお、令和2年度下期および令和3年度下期の報告において、当該誤りの箇所を用いた計算は行っていないため、報告内容への影響はない。

（※1）誤りの箇所は以下の通り

添付資料「一般公衆の実効線量計算方法 第3表 風向別大気安定度別風速逆数の総和」

	誤った記載値	正しい記載値
「風向 NNW 大気安定度 B」欄の値	24.64	24.62

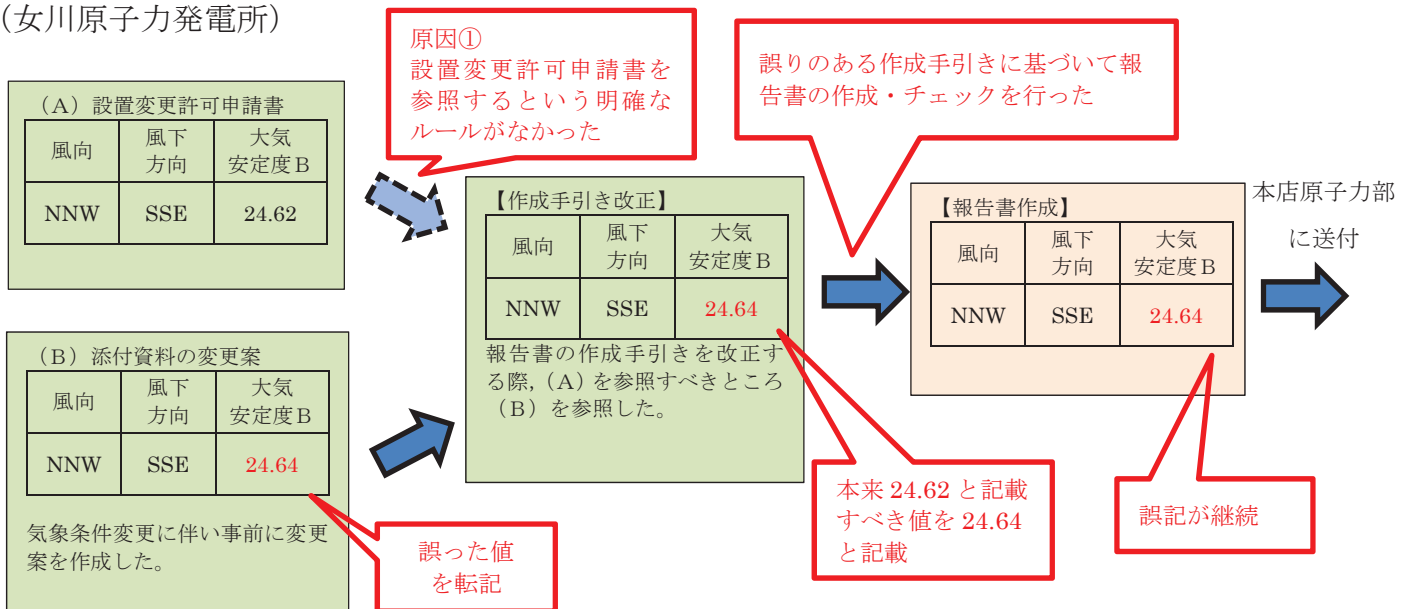
3. 誤りの経緯

（1）新規制基準への適合性審査に係る女川原子力発電所2号炉設置変更許可申請書(2020年2月26日許可)において、標準気象（※2）が変更となったため、報告書の添付資料に用いる気象条件（風向別大気安定度別風速逆数の総和）について、令和2年度下期報告書から変更が必要となった。

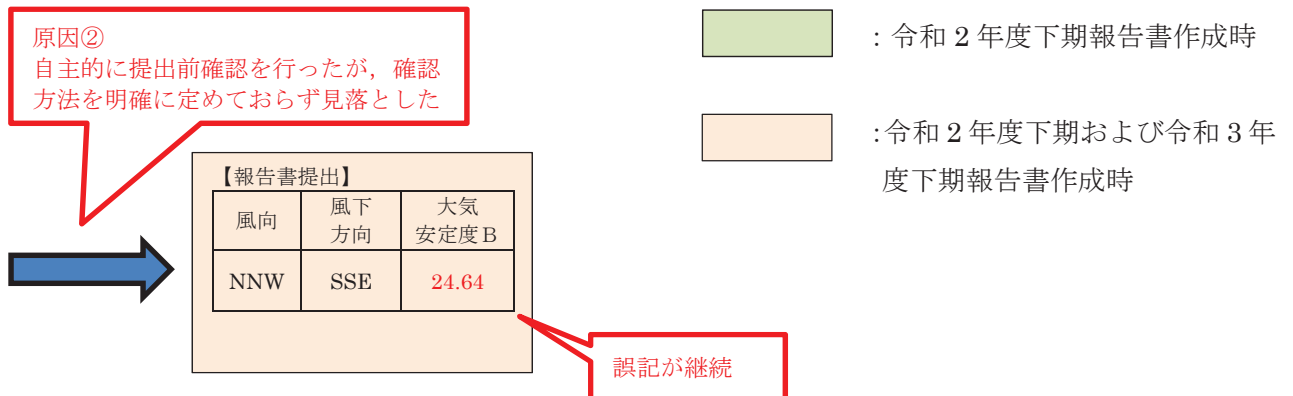
（※2）放射性気体廃棄物の環境放出があった場合に実効線量を計算する際に、大気中における放射性物質の拡散状態を推定するために用いる気象条件

- (2) 担当者は報告書の添付資料の変更箇所を把握するため、設置変更許可申請書を参照して添付資料の変更案を作成したが、一部誤った値を転記した。
- (3) 報告書は、作成手引きに基づき作成することとしており、令和2年度下期報告書を正式に作成するにあたり、事前に作成手引きを改正（標準気象の変更を反映）した。この際、誤りのある添付資料の変更案を参照して作成手引きを改正したため、作成手引きにも誤った値が記載された。
- (4) 報告書の作成と記載内容のチェックを、改正した作成手引きに基づき実施したため、当該添付資料の誤りを発見出来なかった。
- (5) 報告書を提出する前に、本店原子力部で担当者が当該添付資料を設置変更許可申請書を参照して自主的に確認したが、確認方法を明確に定めていなかったため、当該添付資料の誤りを見落とすとした。
- (6) 令和3年度下期についても、上記(4)(5)と同様。

(女川原子力発電所)



(本店原子力部)



4. 原因と対策

添付資料に誤りのある報告書を提出したことに対する原因と対策は以下のとおり。

	原因	対策
女川原子力発電所	① 作成手引きを改正する際、設置変更許可申請書を参照するという明確なルールがなかった。	<u>作成手引きに以下の内容を記載して改正した。</u> (1) 設置変更許可申請書から引用している数値に変更がある場合は、作成手引きを改正する際に設置変更許可申請書自体を参照する。 (2) 報告書を作成する都度、設置変更許可申請書の変更の有無について確認する。
本店原子力部	② 報告書の確認方法を定めたマニュアルが整備されていなかった。	<u>報告書の確認に関するマニュアルを、以下の内容を記載して作成した。</u> (1) 設置変更許可申請書から引用している数値に変更がある場合は、報告書の提出前確認において、変更内容について設置変更許可申請書を参照してクロスチェックする。

以上